ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の愛称募集要項

1 趣旨

皆さんは、ご自身の人生の最終段階を、どのように過ごしたいかなどを、考えたことはあるでしょうか。「できる限りの治療をしてほしい」「つらい治療はしてほしくない」「信頼できる家族に話し合って決めてほしい」・・・など、いろいろな考えや希望があると思います。更に、その思いや希望を、信頼できる身近な家族等と話したり、かかりつけ医など日頃から関わりのある医療や介護関係者と、話し合ったことはあるでしょうか。

大切なひとの人生の最期が迫ったとき、本人の希望や意思を、一緒に話し合ったり、共有したことがないために周りの家族等が、どのようにしたらよいか判断に迷うことや、身近な人たちで話し合っても、突然遠くのきょうだいや親戚などがやってきて、話し合ったことと違うことを言われて困ってしまったりするようなことがあるとも言われています。

では、本人が望んでいない医療・ケアが行われてしまうといったことを避ける ために、私たちは何ができるのでしょうか。

そのためには、人生の最終段階において、本人の意思が尊重され、本人が希望する「生を全う」できるよう、年齢を問わず健康な時から、人生の最終段階における医療・ケアについて考える機会を持ち、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合うことが重要であると考えられます。このような取組をアドバンス・ケア・プランニング(ACP)と呼び、欧米を中心に取組が普及してきています。

ACP自体は、我が国の医療や介護の現場において、すでに取り組まれてきたことではありますが、今後、ACPの取組が、医療や介護の現場だけでなく、国民一人一人の生活の中に浸透するように、多くの方に馴染みやすい愛称を募集します。

2 募集内容

人生の最終段階における医療・ケアについて考える機会を確保し、本人が家族等*や医療・ケアチームと繰り返し話し合うこと(アドバンス・ケア・プランニング)を表す愛称を募集します。

詳しくは、別添のリーフレット及び厚生労働省の IP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/i

※「家族等」とは、本人が信頼できる人という趣旨であり、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みます。

3 応募締切

平成30年9月14日(金)必着。郵送の場合は、当日消印有効。

4 応募資格

特にありません。

5 応募方法

愛称とその解説、氏名(ふりがな)、年齢、職業(学校)、住所、電話番号を記入の上、以下の方法で応募してください。応募によって得た個人情報は、厳重に管理し、今回の愛称募集に関する問い合わせなど、ご本人への連絡を行う場合に限り利用します。

(1) 電子メールの場合

<送信先> zaitaku@mhlw.go.jp

- ・メールの表題は「ACPの愛称応募」としてください。
- ・メール本文に必要事項を記入してください。
- ・メール1件につき5点以下の愛称及びその解説を記載可能とします。

(2) 郵送の場合

<送付先> 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省 医政局 地域医療計画課 在宅医療推進室 宛て

- ・封書又ははがきでの応募とします。
- ・封書またははがき1枚につき5点以下の愛称及びその解説を記載可能とします。

(3) ファクシミリの場合

<送信先>厚生労働省 医政局 地域医療計画課 在宅医療推進室 宛て 03(3503)8562 ・任意の応募用紙1枚につき、5点以下の愛称及びその解説を記載可能とします。

6 応募作品

- ・愛称は、一人何回応募いただいても構いません。
- 自身で作成した未発表の愛称に限ります。
- ・応募用紙等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・愛称の作成及び応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ・他の愛称の模倣と認められる場合や、類似と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消す場合があります。

7 発表等

- 応募があった愛称から1つを選定します。
- ・選定された愛称については、平成30年11月以降に応募者に連絡のうえ、 厚生労働省ホームページ等で発表予定です。なお、賞金等はありません。

8 その他

- ・選定された愛称について、修正・改変等を行い、使用することがあることに 同意するものとします。
- ・将来、厚生労働省が商標登録等する場合があることに同意するものとします。
- ・選定された作品に係る一切の権利(著作権法第27条及び第28条に定められる権利を含む)は、本募集要項により無償で全て厚生労働省に帰属し、また、応募者は、選定された作品の著作者人格権に基づく権利を行使しないことに同意するものとします。
- ・これらの旨を記載した文書に署名・捺印する可能性があることに同意するものとします。

9 お問合せ先

厚生労働省 医政局 地域医療計画課 在宅医療推進室 田中、椙山電話番号:03(5253)1111(内線2662)

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか?

もしものときのために

~自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか~

誰でも、いつでも、 命に関わる大きな病気やケガをする 可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、

約70%の方が、 医療やケアなどを自分で決めたり 望みを人に伝えたりすることが、 できなくなると言われています。

自らが希望する医療やケアを受けるために 大切にしていることや望んでいること、 どこでどのような医療やケアを望むかを 自分自身で前もって考え、 周囲の信頼する人たちと話し合い、 共有することが重要です。



話し合いの進めかた(例)

あなたが 大切にしていることは 何ですか?



あなたが 信頼できる人は 誰ですか?



信頼できる人や 医療・ケアチームと <u>話し合いまし</u>たか?



話し合いの結果を 大切な人たちに伝えて 共有しましたか? 何度でも、繰り返し考え、話し合いましょう心身の状態に応じて意思は変化することがあるため

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組を「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」と呼びます。 あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや 家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。 知りたくない、考えたくない方への 十分な配慮が必要です。



